

教 育 長
各部（局・室）長 様
会 計 管 理 者

新座市長 並 木 傑

令和3年度予算編成方針について（通知）

令和3年度の予算については、下記により編成することとしたので、新座市予算規則第5条第1項の規定に基づき通知します。

記

【1 新座市の財政状況】

本市の財政状況については、非常に厳しい状況が平成20年代前半から続いており、財政構造を改善しなければ、持続可能な財政運営を図ることが難しい状況にある。そのため、政策推進本部を中心にサービス水準の見直しなどを進めつつ、平成30年9月には財政健全化方針を策定し、更なる事務事業の見直しなどを推進することとしている。財政健全化方針では、経常収支比率を令和3年度までに95%未満かつ令和7年度までに県内市平均の数値とすること及び財政調整基金を令和2年度末までに35億円とすることを目標に掲げている。しかしながら、令和元年度の経常収支比率は前年度比1.5ポイント増の96.8%と過去最高の数値となっており、また、財政調整基金については、令和元年度末の残高は約26億4,000万円となったが、令和2年度当初予算編成において約23億円を取り崩し、残高約3億5,000万円でスタートした状況であり、いずれの目標についても達成に向けて厳しい状況となっている。

こうした本市の財政運営の中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の危機事態が発生し、平成20年に発生したリーマンショックを上回る戦後最悪の景気の落ち込みが生じるといった見込みが示されている。新型コロナウイルス感染症が本市の財政に与える影響については、不透明なところはあるものの、市税等の歳入の大幅な減少は避けられない。令和2年7月30日

開催の国の経済財政諮問会議において示された国内総生産（GDP）の実質成長率の見通しを踏まえて算出した令和3年度当初予算の試算においては、約25億円の収支差が生じる試算となっている。なお、令和2年度当初予算編成において約23億円を取り崩したように、これまで当初予算編成における収支差の補填をするために取崩しをしてきた財政調整基金については、令和2年度中に見込まれる市税等の減収により、令和2年度末の残高が約5億円となる見込みであり、試算による約25億円の収支差については、この約5億円の基金残高を取り崩した上での額となっている。

現段階ではあくまで試算であるが、財政調整基金による補填をした上で約25億円不足するというこれまでにない多額の収支差に対応するためには、庁内の徹底した経費削減はもとより、多くの事業について廃止又は休止するなど、痛みの伴う経費削減を早急に実施せざるを得ない状況である。

【2 令和3年度予算編成における基本方針】

このような難局を乗り越えていくためには、市民の皆様の御理解と御協力を頂かなければならない。そのため、本日、本市の財政状況が非常事態であることを内外に宣言し、早期解決のための財政再建戦略会議を庁内に設置する。全職員が財政非常事態宣言下にあることを認識し、次の考え方に基づいて予算編成に取り組むものとする。

六つの視点による事業の見直しの徹底

原則として、必要最小限度の経費を計上した骨格予算として編成を進めることとし、次の六つの視点による事業の見直しを徹底することとする。

① 人件費の見直し

事業の見直しに伴い、超過勤務を徹底的に削減することはもとより、職員の採用抑制に努める。

② こども医療費を始めとする本市独自の事業の見直し

全般的に法的、義務的な部分を見極め、最低限の事業内容とすることとして、独自事業の廃止又は休止を前提に見直す。

③ 土地区画整理事業の一時停止

大和田二・三丁目地区土地区画整理事業については、調整池上に整備予定の多目的広場等の令和3年度完成予定の事業を先送りする。新座駅北口土地区画整理事業については、既に着手している範囲を除き先送りする。

④ 市民の安全確保等に資するものを除く工事の見直し

令和2年度の実施を先送りとした事業を含む工事について、市民の安全確保等に資するものを除き、原則として令和3年度も先送りとする。

⑤ 公共施設の運営の見直し

公民館、出張所を始めとする公共施設について、開館日や開館時間などの運営の在り方を再検討し、経費の削減を図る。

⑥ 各種団体への補助金の見直し

町内会を始めとする各種団体への補助金について、廃止、休止又は削減などの協力を頂くこととして見直す。

【3 令和3年度予算編成における重点事項】

- (1) 自然災害や老朽化した公共施設への対応等の市民の安全確保等につながる取組を推進すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染防止対策及びウィズコロナ時代に向けて、新しい生活様式に対応した取組を推進すること。
- (3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る取組を推進すること。
- (4) 財政健全化方針の経常収支比率の改善及び財政調整基金の積増しという二つの目標を念頭に、事業の見直しを徹底するとともに、更なる業務の改善・効率化を図ること。